

# 消費税の納税義務の判定 (相続があった場合)

A&Kパートナーズ税理士法人  
秋山税理士事務所  
秋山総合研究所

1. 消費税の納税義務者
2. 納税義務の免除の特例
3. ポイント
4. おわりに



### (1) 納税義務 (消5 )

事業者は、国内において行った課税資産の譲渡等につき、消費税を納める義務がある。

### (2) 納税義務の免除 (消9 )

事業者のうち、その課税期間に係る基準期間における課税売上高が1,000万円以下である者については、消費税を納める義務を免除する。

### (3) 相続があった場合の納税義務の免除の特例 (消10)

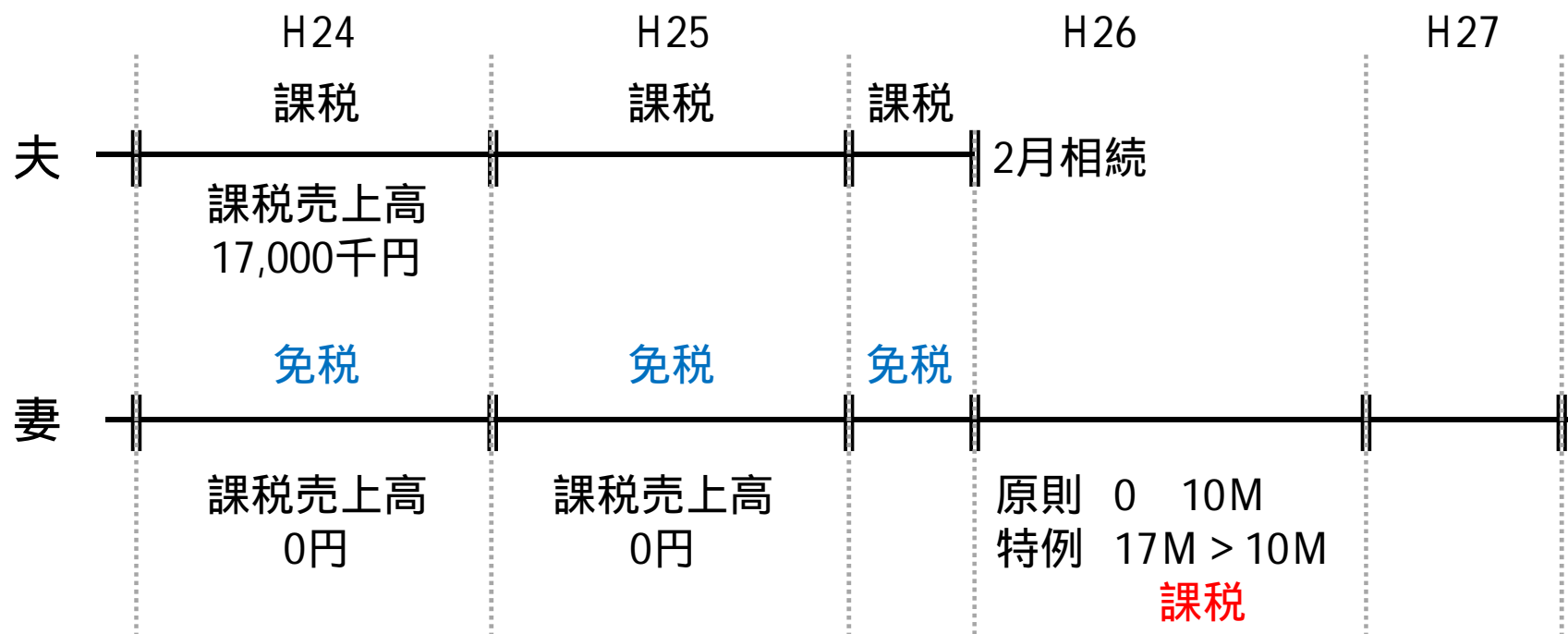
その年において相続があった場合

その年の前年又は前々年において相続があった場合

## 2. 納税義務の免除の特例

### (1) その年において相続があった場合

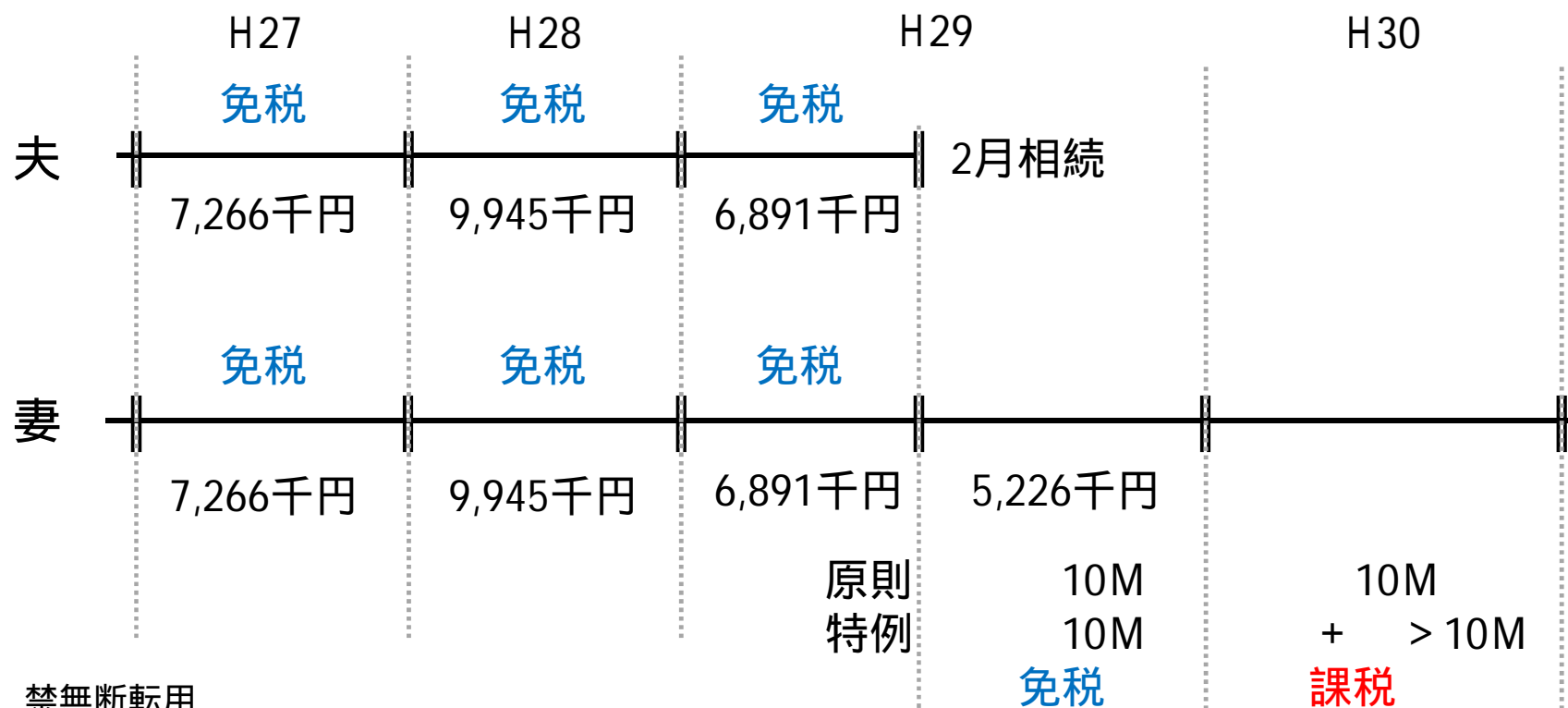
その年の**基準期間**における課税売上高が1,000万円以下である相続人  
(課税事業者を選択している者を除く)が**当該基準期間**における課税売上高が  
**1,000万円を超える被相続人の事業を承継**したときは、当該相続人の当該相続  
のあった日の翌日からその年12月31日までの間における課税資産の譲渡等につ  
いては、**納税義務を免除しない**。(消10 )



## 2. 納税義務の免除の特例

### (2) その年の前年又は前々年において相続があった場合

相続により被相続人の事業を承継した**相続人のその年の基準期間における課税売上高が1,000万円以下**である場合において、当該相続人の当該基準期間における課税売上高と当該相続に係る被相続人の当該基準期間における課税売上高との**合計額が1,000万円を超えるときは**、当該相続人のその年における課税資産の譲渡等については、**納税義務を免除しない**。(消10)



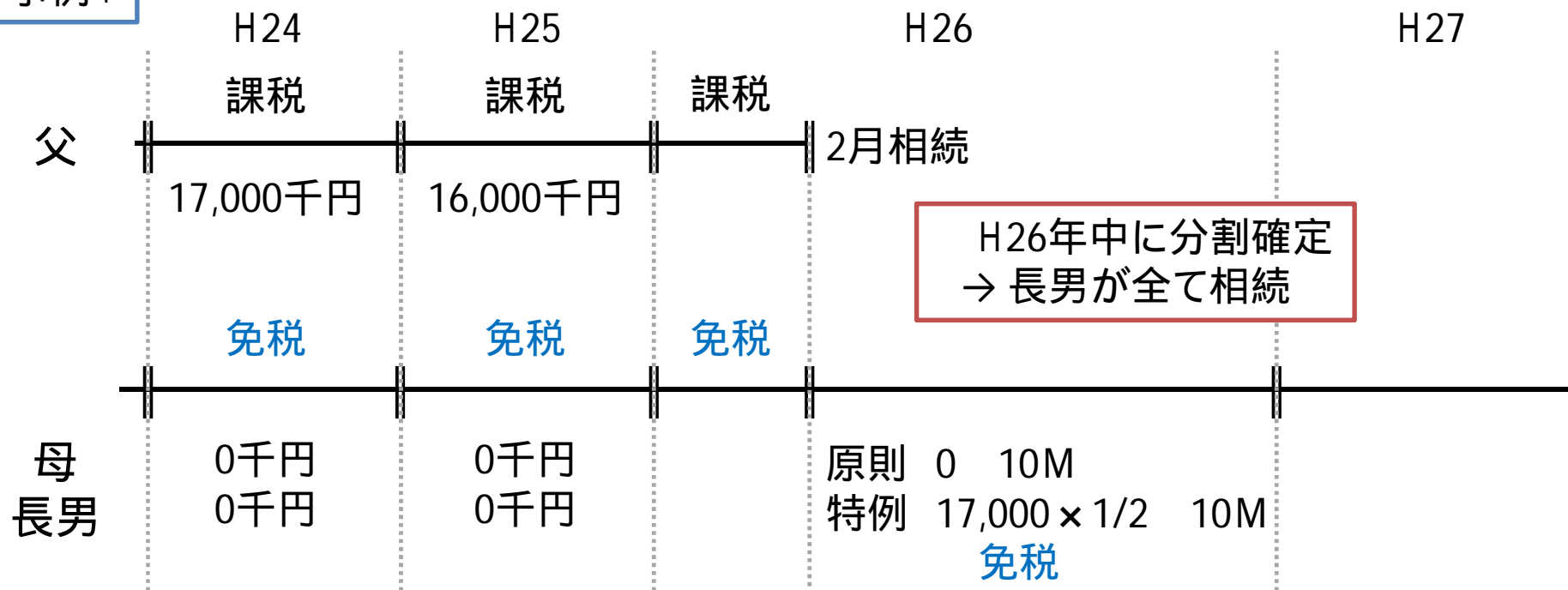
## 2. 納税義務の免除の特例

### (3) 共同相続の場合

2以上の相続人があるときには、相続財産の分割が実行されるまでの間は被相続人の事業を承継する相続人は確定しないことから、**各相続人が共同して被相続人の事業を承継したもとのして取り扱う。**

この場合において、各相続人のその課税期間に係る基準期間における課税売上高は、当該被相続人の基準期間における課税売上高に**各相続人の法定相続分に応じた割合を乗じた金額**とする。(消基通1-5-5)

#### 事例1



## 2. 納税義務の免除の特例

### 事例2

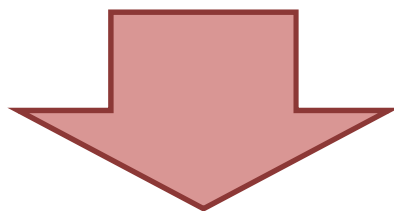
	H21	H22	H23	H24
母	課税 13,500千円	課税 13,900千円	課税 4,600千円	2月相続
長女	免税 2,060千円	免税 2,060千円	免税 6,390千円	H24年中に分割確定 → 長女が全て相続
二女	免税 200千円	免税 240千円	免税 4,860千円	
			原則 特例	
			2,060千円 10M × 1/2 10M 免税	2,060千円 10M 2,060 + × 1/2 10M 免税
			200千円 10M × 1/2 10M 免税	240千円 10M 240 + × 1/2 10M 免税

#### 相続の遡及効による納税義務の再判定の要否

遺産の分割は相続開始の時に遡ってその効力を生ずる(民909)

#### 消費税の納税義務者の判定

- ・ 事業者自らが事前に予知しておく必要がある
- ・ 未分割の場合における納税義務の判定方法が明示されている



事業者が**判定時点での適正な事実関係に基づき**、消費税関係法令等の規定に従って**納税義務が判定されたものである場合、その判定が認められる。**



おわりに…

**平成30年6月30日現在の情報を基に作成しています。  
具体的な納税義務判定については  
専門家にご相談ください。**

A & Kパートナーズ税理士法人  
秋山税理士事務所  
電話: 03-3702-7011  
メール: [info@akiyama-p.co.jp](mailto:info@akiyama-p.co.jp)

(出典)

・国税庁HP (文書回答事例)

(参考資料)

・「すぐに役立つ 消費税の実務」

熊王征秀 著 税務研究会出版局

